毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税込）一箇年　一六、八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第千九百九十五号
平成二十一年
十一月九日
月　曜　日

目　次

告　示

○銃猟禁止区域の設定の一部を改正する告示……五九一
○銃猟禁止区域の指定の一部を改正する告示……五九一
○特定猟具使用禁止区域の指定の一部を改正する告示……五九一
○鳥獣保護区の存続期間の更新の一部を改正する告示……五九一
○保安林の指定施業要件の変更予定……五九一
○道路の区域変更……五九二
○道路の供用開始（二件）……五九二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）……五九二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……五九三

公　告

○国土調査の成果の認証……五九六
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し（七件）……五九六

正　誤

○平成十二年三月二十九日付号外第十四号中……五九八

告　示

山梨県告示第三百二十五号

銃猟禁止区域の設定（平成十二年山梨県告示第四百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

五2中「南巨摩郡中富町」を「南巨摩郡身延町」に、「南巨摩郡鰍沢町」を「南巨摩郡富士川町」に、「鰍沢町側」を「富士川町側」に改める。

山梨県告示第三百二十六号

銃猟禁止区域の指定（平成十七年山梨県告示第五百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

七2中「南巨摩郡鰍沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

山梨県告示第三百二十七号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成二十年山梨県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

十一2中「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

山梨県告示第三百二十八号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成二十年山梨県告示第四百六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

五2中「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に、九2中「南巨摩郡鰍沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

山梨県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横内　正明

一　道路の種類　県道

二　路線名　台ヶ原長坂線

三　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北杜市長坂町長坂上条字一ノ谷三三〇〇番の二地先から北杜市長坂町長坂上条字十二曲三三二八番の一六地先まで	旧	九・六～一八・〇	一七〇・二
	新	一一・八～三四・八	一七〇・二

山梨県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横内　正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	長坂高根線	北杜市長坂町長坂上条字長大地二五八二番の一地先から北杜市長坂町長坂上条字大日向二五七五番の一四九地先まで	七六・五	平成二十一年十一月九日

山梨県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横内　正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	茅野北杜韮崎線	北杜市長坂町長坂上条字長大地二五八四番の二地先から北杜市長坂町長坂上条字酒呑場六二一番一二三地先まで	九一・五	平成二十一年十一月九日

山梨県告示第三百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横内　正明

平成十八年山梨県告示第四百十号中の標柱一号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十四号の標柱を結んだ線、十四号から十六号ま

急傾斜地崩壊危険区域					
	での標柱を順次結んだ線、十六号の標柱と同告示中の標柱二号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱一号を結んだ線に囲まれた区域				
	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
北原―3	十四 十五 十六	南巨摩郡 同 同	身延町 同 同	角打 同 同	荒田山 同 同	一九八〇―一 同 同

山梨県告示第三百三十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横内　正明

急傾斜地崩壊危険区域						
	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十二号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十二号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域					
横吹	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
	一	大月市	富浜町	鳥沢	寺窪	二一二八―一
	二	同	同	同	同	同
	三	同	同	同	同	二一三〇―二
	四	同	同	同	同	二一三一
	五	同	同	同	同	同
	六	同	同	同	同	二一一七―一
	七	同	同	同	同	同
	八	同	同	同	同	二一三一
	九	同	同	同	同	二一三〇―三
	十	同	同	同	同	二一二〇―一
	十一	同	同	同	同	同
	十二	同	同	同	同	二一二八―二

山梨県告示第三百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横内　正明

一　土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
南部町	谷津	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）
	居里	急傾斜地の崩壊	
	中尾	急傾斜地の崩壊	
	平見・十島Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	小草里・小草里の2	急傾斜地の崩壊	
	下野	急傾斜地の崩壊	
	姥懐	急傾斜地の崩壊	
	越渡	急傾斜地の崩壊	
	井出の2	急傾斜地の崩壊	
	北原Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	小内船Ⅱ	急傾斜地の崩壊	

阿曽Ⅱ	急傾斜地の崩壊
宝生Ⅱ	急傾斜地の崩壊
北居里Ⅱ	急傾斜地の崩壊
南沢Ⅱ	急傾斜地の崩壊
中尾Ⅱ	急傾斜地の崩壊
嶋尻Ⅱ	急傾斜地の崩壊
嶋尻Ⅱの2	急傾斜地の崩壊
八木沢Ⅱの2	急傾斜地の崩壊
八木沢Ⅱ	急傾斜地の崩壊
東八木沢	急傾斜地の崩壊
日軽金住宅Ⅱ	急傾斜地の崩壊
小草里Ⅱ	急傾斜地の崩壊
本村Ⅱ	急傾斜地の崩壊
本村Ⅱの2	急傾斜地の崩壊
柿元Ⅱ	急傾斜地の崩壊
日向Ⅲ	急傾斜地の崩壊
楮根Ⅲ	急傾斜地の崩壊
楮根の2	急傾斜地の崩壊
船山川	土石流

二　土砂災害特別警戒区域

谷津川	土石流
勝負川	土石流
北居里沢川	土石流
三堂沢川の1	土石流
三堂沢川	土石流
新地川	土石流
根岸沢川	土石流
中村川の1	土石流
中村川の2	土石流
四万沢川の2	土石流
八木沢川の1	土石流
八木沢川の2	土石流
東八木沢川	土石流
竹の沢川	土石流
南沢川	土石流
細木保川	土石流
赤子沢川	土石流

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南部町	谷津	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）
	居里	急傾斜地の崩壊	
	中尾	急傾斜地の崩壊	
	平見・十島Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	小草里・小草里の2	急傾斜地の崩壊	
	下野	急傾斜地の崩壊	
	越渡	急傾斜地の崩壊	
	井出の2	急傾斜地の崩壊	
	北原Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	小内船Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	阿曽Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	宝生Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	北居里Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	南沢Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	中尾Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	嶋尻Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	嶋尻Ⅱの2	急傾斜地の崩壊	
	八木沢Ⅱの2	急傾斜地の崩壊	
	八木沢Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	東八木沢	急傾斜地の崩壊	
	日軽金住宅Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	小草里Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	本村Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	本村Ⅱの2	急傾斜地の崩壊	
	柿元Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	日向Ⅲ	急傾斜地の崩壊	
	楮根Ⅲ	急傾斜地の崩壊	
	楮根の2	急傾斜地の崩壊	
	勝負川	土石流	
	三堂沢川の1	土石流	
	三堂沢川	土石流	
	根岸沢川	土石流	
	中村川の1	土石流	
	四万沢川の2	土石流	
	八木沢川の1	土石流	

八木沢川の2	土石流
東八木沢川	土石流
竹の沢川	土石流
南沢川	土石流
細木保川	土石流
赤子沢川	土石流

公告

◉ 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横内　正明

一　調査を行った者の名称
　甲府市及び南部町
二　調査を行った時期
　甲府市　平成十九年十月九日から平成二十年二月二十七日まで
　南部町　平成十九年十月二十二日から平成二十年三月十二日まで
三　成果の名称
　地籍図及び地籍簿
四　調査を行った地域
　甲府市美咲一・二丁目、朝日四・五丁目、天神町及び緑ヶ丘一丁目の全域、緑ヶ丘二丁目、湯村三丁目及び羽黒町の一部地区
　南部町大字福士の一部地区
五　認証年月日
　平成二十一年十月十三日

◉ 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横内　正明

一　処分をした年月日　平成二十一年十月五日
二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
　1　商号　有限会社相澤建設
　2　主たる営業所の所在地　南アルプス市鏡中條九百三十四番地一
　3　代表者の氏名　相澤浩二
三　許可番号　山梨県知事許可（般―一八）第一一二八号
四　処分の内容　土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五　処分の原因となった事実　平成二十一年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

◉ 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横内　正明

一　処分をした年月日　平成二十一年十月十三日
二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
　1　商号　株式会社小林建設所
　2　主たる営業所の所在地　南巨摩郡身延町遅沢二千三百四十八番地
　3　代表者の氏名　小林英文
三　許可番号　山梨県知事許可（般―一六）第四七四号
四　処分の内容　造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五　処分の原因となった事実　平成二十一年十月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

◉ 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

一　処分をした年月日　平成二十一年十月十三日
二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
　1　商号　有限会社マツザワ建設
　2　主たる営業所の所在地　甲州市塩山上粟生野五百十七番地
　3　代表者の氏名　松澤一孝
三　許可番号　山梨県知事許可（般―一七）第一二一二号
四　処分の内容　建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五　処分の原因となった事実　平成二十一年十月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

◉　建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

一　処分をした年月日　平成二十一年十月十九日
二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
　1　商号　株式会社ジーエムコーポレーション
　2　主たる営業所の所在地　甲府市横根町四百八十番地一
　3　代表者の氏名　五味政重
三　許可番号　山梨県知事許可（般―一六）第八〇九二号
四　処分の内容　土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五　処分の原因となった事実　平成二十一年十月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

◉　建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

一　処分をした年月日　平成二十一年十月二十六日
二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
　1　商号　テクノスエンジ株式会社
　2　主たる営業所の所在地　甲府市古上条町三百七十八番地一
　3　代表者の氏名　永島幸次
三　許可番号　山梨県知事許可（般―二一）第七八〇四号
四　処分の内容　電気工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五　処分の原因となった事実　平成二十一年十月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

◉　建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

一　処分をした年月日　平成二十一年十月十六日
二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
　1　商号　宝建設株式会社
　2　主たる営業所の所在地　甲府市下飯田一丁目十三番二十三号
　3　破産管財人の氏名　清水毅
三　許可番号　山梨県知事許可（特―一九）第一一一三号
四　処分の内容　土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
五　処分の原因となった事実　平成二十一年十月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

◉　建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十一月九日

山梨県知事　横　内　正　明

一　処分をした年月日　平成二十一年十月二十六日

二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
　1　商号　有限会社鶴田建設工業
　2　主たる営業所の所在地　山梨市牧丘町千野々宮百十七番地一
　3　清算人の氏名　鶴田幸光
三　許可番号　山梨県知事許可（般―一六）第五一六九号
四　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五　処分の原因となった事実　平成二十一年十月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

正誤

○　平成十二年三月二十九日山梨県条例第三十三号（山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例）

ページ	段	行	誤	正
一〇四	下	二	人事委員会規定	人事委員会規則

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号　印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番